

平成 2 4 年 度 答 申 第 1 号

(平成 2 4 年 1 0 月 1 8 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会



答 申 第 1 号

平成24年10月18日

(2012年)

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

会長 荏 原 明 則

部分公開決定に係る異議申立ての諮問について（答申）

平成24年（2012年）6月26日付け諮問第20号で諮問のあった部分公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は、慎重に審査した結果、下記のとおり答申する。

記

別紙のとおり

以上

(別紙)

## 第1 審査会の結論

宝塚市長が行った部分公開決定は妥当である。ただし、公開しない理由については、公開しないことと決定した部分の情報を実施機関が保有していないことを理由とすべきである。

## 第2 諮問までの経過

### 1 情報公開請求

平成 24 年 3 月 21 日、異議申立人は、宝塚市情報公開条例（平成 12 年条例第 50 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項に基づき、宝塚市長（以下「実施機関」という。）に対して情報の公開を請求した。

異議申立人が公開を請求する公文書の件名又は内容は、市税の大口滞納者（上位 10 者）に関する滞納期間、滞納繰越金額、事業内容及び滞納処分状況（以下「本件請求文書」という。）であった。

### 2 実施機関の決定

平成 24 年 3 月 29 日、実施機関は、条例第 10 条第 2 項に基づき、部分公開決定処分を行った（以下「本件処分」という。）。

実施機関は、異議申立人が公開を求める公文書として、平成 24 年 3 月 21 日付け企画経営部市税収納課作成「大口滞納者の状況（市税及び国民健康保険税別）」という表題の公文書（以下「本件公開文書」という。）を特定した。

本件処分において実施機関が公開しないことと決定した部分は、大口滞納者の上位 10 者に係る事業内容（以下「本件事業内容」という。）で、公開しない理由としては、条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当して、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないと認められるため及び法人その他の団体に関する情報であり、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるためというものであった。

### 3 異議申立て

平成 24 年 5 月 1 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法

律 160 号) 第 6 条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

#### 4 諮問

平成 24 年 6 月 26 日、実施機関は、条例第 15 条の規定に基づき、宝塚市個人情報保護・情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対して、本件異議申立てについて諮問した。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件処分を取り消し、本件事業内容を公開することを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主な理由は、次のとおり要約される。

- (1) 異議申立人は、静岡県浜松市が公表している市税滞納額上位 10 件をまとめた一覧表を、公開を求めている公文書の形式の例として挙げている。これは、静岡県浜松市が浜松市包括外部監査人に委託し、平成 22 年 3 月に報告している「平成 21 年度浜松市包括外部監査結果報告書」中の 113 ページ、第 2 章Ⅵ市税の滞納整理事務の「(3) 大口滞納者の状況について」に掲載されている一覧表である。当該一覧表の見出しには、順位、滞納期間、滞納繰越額、事業内容及び滞納処分状況という項目を記載している。また、当該一覧表の事業内容の項目に記載している具体的な情報としては、不動産賃貸業、遊技業、宿泊施設運営、健康クラブ運営及び産業廃棄物処理業というものである。
- (2) 異議申立人は、大口滞納者上位 10 者の名前ではなく、事業内容を公開するよう実施機関に対して求めている。また、この公開を求める事業内容の情報については、上記(1)の静岡県浜松市公表の一覧表に掲載している事業内容を例として、それと同程度に抽象的なもので、大口滞納者である法人や個人を特定することができない情報でよく、具体的な内容を求めているものではない。

よって、法人又は個人事業者が特定することができない事業内容

の情報を公開しても、公開された法人又は個人事業者の利益を害するおそれはない。

- (3) 法人や個人事業者の事業内容は、実施機関が徴税事務において取得している情報であり、当該実施機関の職員が組織的に用いるため、企画経営部市税収納課が所管する滞納整理支援システム（以下「本件システム」という。）に入力し、電磁的記録として保有している情報である。よって、実施機関が、本件事業内容を、「必要な資料ではなく、作成を義務付けられたものではない」ことを理由に不存在として非公開と決定することは妥当ではない。

実施機関は、本件事業内容を保有しているのだから公開の対象にすべきである。また、本件システムに記録されている情報を基に、一覧表を作成して情報提供又は情報公開することができるはずである。

- (4) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の守秘義務は、職員個人の情報漏えい行為を禁止した規定であって、条例に基づき適法に公開することまでも禁止したものではない。また、公開非公開を判断する基準は、条例第 7 条各号の非公開事由に該当するかどうかにより判断することになっており、地方公務員法や地方税法の守秘義務を非公開事由の直接の根拠にするべきではない。

- (5) 市民が公平かつ公正な徴収事務を監督するために、本件事業内容は公益上公開されるべき情報である。

#### 第 4 実施機関の説明

実施機関の本件決定を行った理由及び追加している主な説明については、次のとおりである。

##### 1 本件請求文書の存否について

本件公開文書は、平成 24 年 3 月開催の宝塚市議会予算特別委員会に提出を求められたため、本件システムに記録しているデータ（市税の納付、滞納、処分を管理する電磁的記録）から必要な情報を抽出し、並べ替えるなど加工して作成したものである。よって、そもそも業務に必要な公文書として作成し、保有しているものではない。

本件対象情報は、徴収事務を行う上で必ず収集しなければならない情報ではないため、本件システムに記録する情報には、事業内容や業種といった項目はない。また、本件システムの「経過詳細一覧」の「詳細内容」の項目には、滞納者との交渉の経過等について記録することとしており、税務調査などの徴収事務を行う過程で、事業に関する情報が外形上判明した、又は事業に関する情報を知り得たときで、特に記録する必要があるときに、当該システムの該当の項目に記録しているものである。

したがって、本件請求文書は、徴収事務を行う上で必ず必要な資料ではなく、作成を義務付けられたものではないため、通常、作成しておらず、公文書としては存在しないものである。

## 2 非公開決定の理由について

### (1) 地方公務員法及び地方税法に基づく守秘義務について

市税の賦課徴収事務に携わる職員は、地方公務員法第 34 条に規定する守秘義務及び地方税法第 22 条に規定する守秘義務が課されている。守秘義務の違反に関しては、地方公務員法は、職務上知り得た秘密を漏らした場合 1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金に処せられると規定しており、地方税法は、地方税の調査又は徴収に関する事務に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられると規定している。このように、守秘義務違反に対しては、地方公務員法に基づく罰則よりも、地方税法に基づく罰則の方が、刑罰が加重されている。

本件事業内容を公開することは、本市の産業構造上、業種によっては対象となる事業を行っている者が少数であることから、滞納者を容易に特定することができるため、地方公務員法及び地方税法上の守秘義務違反に該当すると考えている。

### (2) 条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の該当性について

個人、法人を問わず、市税の大口滞納者であるという事実は、日本国憲法第 30 条に規定する納税の義務、地方税法、市税条例等に違反していることを意味する。

これは、個人にとっては、公になることによってその外形的信用

ないし社会的地位が害されることになる性質の情報で、通常他人に知られたくない秘密に該当するものであるため、条例第7条第1項第1号に該当する。

また、法人及び個人事業者にとっては、取引条件の変更を求められたり、取引を停止されたりするなどの経済的損失や、その他の重大な不利益を被る可能性が十分にある。したがって、法人及び個人事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1項第2号に該当するものである。

(3) 公益上の理由による公開

市税の徴収事務を公平に執行していることについて、市民に対して説明責任を果たすために、法人又は個人事業者の事業内容を公開することに公益性があることは理解できる。しかし、本件事業内容を公開した場合も、これにより生じる重大な不利益を十分に上回るほどの公益性は考えられない。また、条例第7条第1項第2号ただし書にも該当しない。

3 追加の理由

(1) 本件処分のお知らせ及び諮問書で説明しているほかに、実施機関は次のとおり公開できない理由を追加している。滞納者は、実施機関の市税を担当する組織が地方税法等に基づく質問検査権による賦課徴収又は滞納処分のための調査によって、滞納者自身の情報を収集されることを受忍しなければならない。しかし、その収集された情報は、市税を担当する組織が外に漏らさないという信頼に基づき、滞納者等から提供されているものである。それが、事業内容を公表することで、法人又は個人事業者が特定され、滞納しているという事実が公になれば、市税を担当する組織はその信頼を失い、今後の納税交渉や税務調査など徴収事務において、必要な情報を得られないなど円滑な事務の執行に著しい支障が出るおそれがある。よって、情報公開決定書には記載していないが、条例第7条第1項第6号ア又はイに該当すると考える。

(2) 異議申立人は、静岡県浜松市の事例を挙げて事業内容を公開するよう求めているが、静岡県浜松市は人口80万人を超える政令指定都市で、人口22万人の特例市である本市とは、市の規模が大きく



異なることから、事業内容を公開しても滞納者の特定が困難であると容易に想像できる。反対に本市のような規模の市においては、事業内容を公開すると、滞納者が容易に特定できるものと考えられ、そのことによる不利益は計り知れないものがある。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件事業内容の存否について

(1) 異議申立人が公開を求めている公文書は、静岡県浜松市が公表している市税滞納額上位 10 者をまとめた一覧表と同じ形式で、実施機関が作成した一覧表である。また、異議申立人が公開を求める事業内容の情報は、静岡県浜松市が公表している一覧表に記載している事業内容の情報と同じ程度の抽象的な事業内容の情報である。よって、実施機関がこのような公文書及び情報を保有しているかを検討する。

(2) 宝塚市では、市民税、固定資産税及び国民健康保険税等のいわゆる市税の収納及び徴収の事務管理を、紙の台帳ではなく、本件システムで行っている。本件システムに記録している情報の項目には、別紙参考のとおり、事業内容に関する情報を記録している項目はなかった。

一般的に滞納者の事業内容の情報は、当該滞納者に対する納税交渉や滞納処分の過程などで知り得ることは推測される。また、滞納者のうち法人であれば、当該法人の名称に事業内容を表す文言が含まれていることがあり、法人の名称だけで当該法人の事業内容を実施機関の職員が知ることができることもある。さらに、法人の所在が宝塚市内にあり、実施機関の職員がすでに事業内容を知っていることもある。そうすると、実施機関としてあえて記録しておかないと、業務執行上の支障が生じるとは考えにくい。

(3) 実施機関の職員が任意に必要な事項を記録することができる様式の経過詳細一覧があり、実施機関の職員が調査した内容や滞納者に対応した交渉内容などを記録している。経過詳細一覧の記載の中には、当該滞納者が行っている事業の具体的な内容を記載していることがある。

そこで、本件システムに記録している情報のうち、大口滞納者10者に係る情報を出力した公文書で、当該大口滞納者が特定される名称や住所などの基本的情報の部分を黒塗りにしているものが実施機関から提出されたため、審査会は実際に見分して確認したところ、事業の具体的な内容が記載されていると思われる部分が散見されたところである。しかし、経過詳細一覧の事業内容は、個人又は法人を特定することができるような具体的な情報であって、異議申立人が公開を求めるような抽象的な事業内容ではない。また、その記載内容からだけでは、それが主たる事業なのか、事業の一部であるのか判断することはできない。

よって、異議申立人が公開を求めている抽象的な事業内容を実施機関が保有しているとは認められない。

## 2 一覧表の作成義務について

異議申立人は、静岡県浜松市公表の一覧表を例として挙げ、この一覧表のような滞納者が特定できない程度の事業内容を記載した文書の作成を求めている。これについては、上記1のとおり、異議申立人が公開を求めているような抽象的な事業内容に関する情報は存在しないため、経過詳細一覧に記録されている具体的な事業内容等を参考にして、当該法人等を特定することができない程度の抽象的な情報に加工して、一覧表を作成することは可能であるかもしれないが、条例は、実施機関に対して情報を加工・修正して公開することまでは義務付けていない。

## 3 非公開決定の理由について

実施機関は、非公開と決定した理由として上記の「第4 実施機関の説明」のとおり説明している。しかし、上記1のとおり、実施機関は、異議申立人が公開を求めている抽象的な事業内容に関する情報を保有しないため、文書不存在を非公開決定の理由にするべきであった。

したがって、実施機関が本件処分の非公開決定通知書で付記している理由は妥当ではない。

## 4 結論

以上の理由から、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。